

高速道路の深夜割引の見直しの概要

(R5.1.20 国土交通省・高速道路3社発表内容)

令和5年(2023年) 11月

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

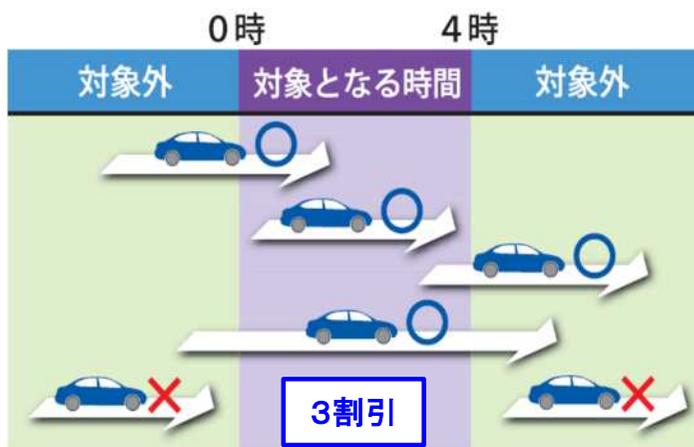
高速道路の深夜割引について

割引の目的

【環境対策】 一般道の沿道環境を改善するため、深夜に利用する車を対象に割引

現行割引制度

ETCを利用して0時から4時の間に高速道路を通行する車両の料金を3割引



現行割引制度の主な課題

東京本線料金所において、0時前に深夜割引適用待ちの車両が滞留



【東京本線料金所前の滞留状況】
(R2.12.23(水)23:58撮影)

社会資本整備審議会 国土幹線道路部会の中間答申(R3年8月)で示された見直しの方向性

現行の料金割引の主な課題

割引適用待ち車両の滞留/
運転者労働環境の悪化



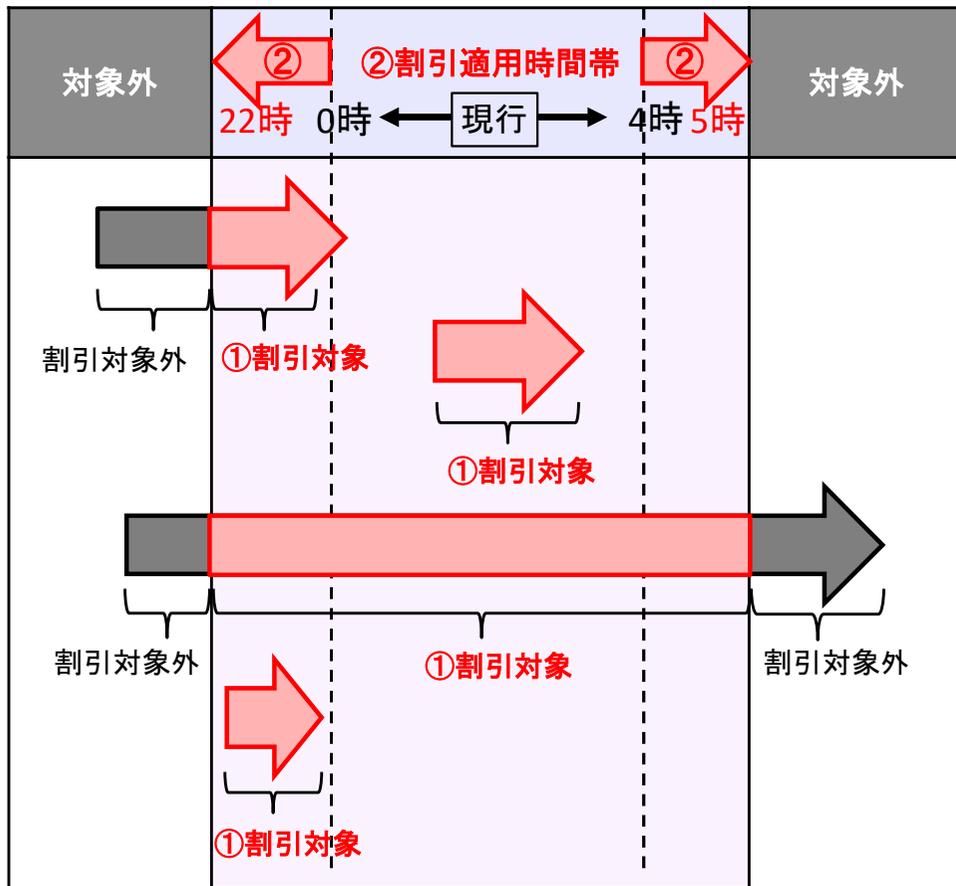
見直しの方向性

割引適用時間帯の拡大/
適用時間帯の走行分を対象

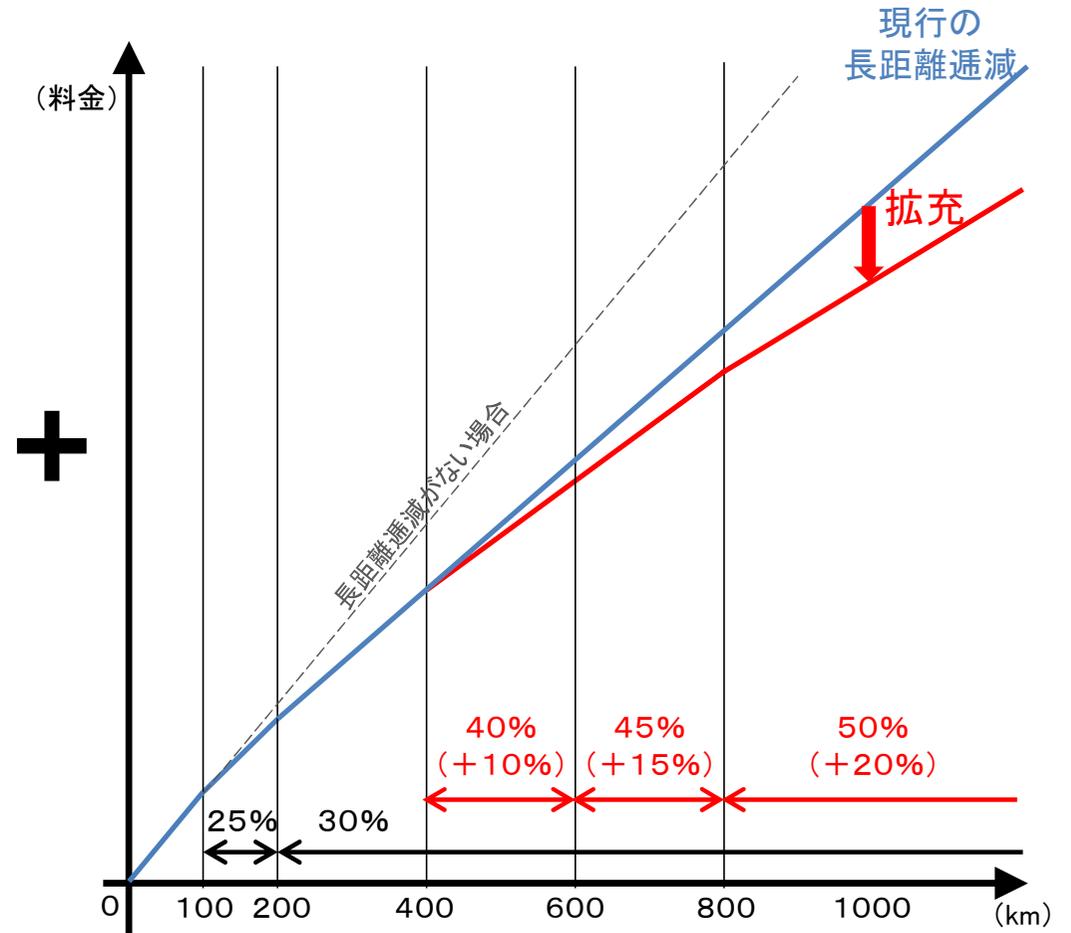
深夜割引の見直しのポイント

- ① 深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ② 深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大
- ③ 長距離利用者の負担軽減措置として、400km超の長距離逓減を拡充

- ①深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
 ②深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大



- ③長距離逓減の拡充

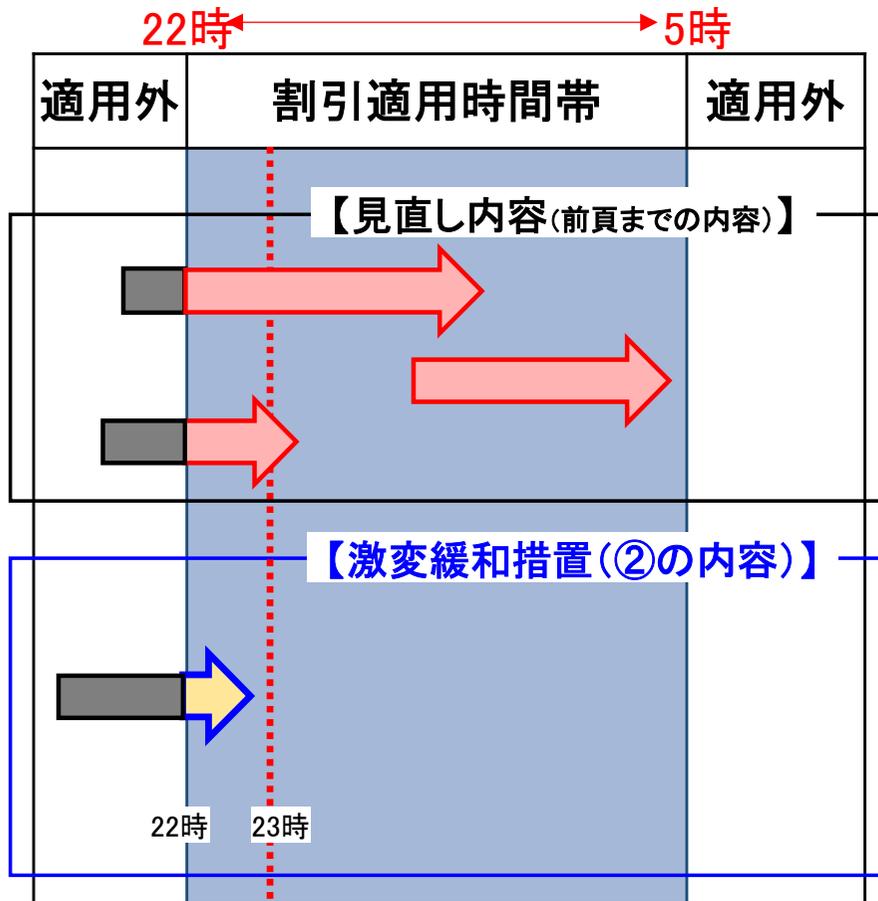


※このほか、1,000kmを超える走行等について、激変緩和措置(見直しから5年程度)を講じる

激変緩和措置（見直しから5年程度）

○割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増や、新たな交通集中等を抑制することを目的に、割引見直し運用開始後、激変緩和措置を実施（5年程度）

- (1) 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加
- (2) 22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分の割引率を2割引



凡例



【深夜割引の見直し内容(要点)】（※前頁までの内容）

- ・深夜割引適用時間帯に走行した分のみ割引
- ・深夜割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

【割引の見直し運用開始後の経過措置(5年程度)】

- ① 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加

$$\text{深夜割引の実質割引率}^{\ast} = \left(\frac{\text{割引適用時間帯の走行距離} + \text{1,000kmを超えて走行した距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

※実質割引率の上限は3割とする

- ② 22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分の割引率を2割引

$$\text{深夜割引の実質割引率} = \left(\frac{\text{割引適用時間帯の走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times \boxed{20\%}$$